

○ 自動車事故による懲戒規程

〔昭和48年1月19日〕
制 定

（総則）

第1条 職員が自動車（原動機付自転車、自動二輪者を含む。）を運行し事故を生ぜしめた場合の懲戒は、この規程に定めるところによる。

（改廃）

第2条 この規程の改廃は理事会の議決によって行う。

（懲戒の区分）

第3条 職員が自動車運転中発生せしめた事故については次の区分によって処罰する。

- （1）交通関係法令に違反し、それが本人の故意又は重大な過失により発生した事故で、被害者を死亡せしめたときは即時解職する。
- （2）交通関係法令に違反し、それが本人の軽微な過失により死亡及び傷害又は物損与えたときは、理事会の議決により懲戒する。

附 則

この規程は昭和48年1月19日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。